

第五十五回国会
衆議院
法務委員会議録

第二十九号

(四九四)

昭和四十二年七月四日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

委員 安倍晋太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 加藤 勤十君

理事 岡澤 完治君

理事 千葉 三郎君

理事 馬場 元治君

理事 神近 市子君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 井原 岸高君

法務省民事局長 新谷 正夫君

中小企業庁次長 金井多喜男君

委員外の出席者

労働省労働基準局監督課長 藤 正勝君

専門員 高橋 勝好君

七月三日

委員坂村吉正君辞任につき、その補欠として中尾栄一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十二名提出、衆法第七号)

○大竹委員長代理 これより会議を開きます。
大坪委員長の名によりまして、私が委員長としての職務を行ないます。

参考人出席要求に関する件につきまして、おはかりいたします。

すなわち、法務行政に関する件、ソ連における日本人によるスパイ事件に關し、先ほどの理事会決定のとおり、参考人から意見を求めることとし、参考人出席の日時及び人選等に関しては、委員長に一任願いたいと存じます。以上について御異議ありませんか。

○加藤(勸)委員 その人選ですが、委員長の指名の範囲にまかせてくれということでございますが、世界経済調査会の主幹者である岡田謙二氏を主として考えてもらわないと、ほかの人が来て、また責任でないからというところで回避されるようなことがあつては何にもならぬのです。だから、その岡田氏が万障を排して出席するという前提のもとにおまかせしたいと思ひます。

○大竹委員長代理 先ほど理事会でもそのとおり決定しておりますので、そのとおり取り扱いたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大竹委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○大竹委員長代理 内閣提出、会社更生法等の一部を改正する法律案、及び田中武夫君外十二名提出、会社更生法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。加藤勤十君。

○加藤(勸)委員 その前に、政府提案の修正が行なわれるんじゃないですか。これは委員長から何か説明するという話だったか、どうですか。

○大竹委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○大竹委員長代理 速記を始めて。

○加藤(勸)委員 この問題につきましては、すでに先般衆議院の委員からいろいろ質問がございまして、これに対する当局の説明で、ある点は理解ができた点もあり、また依然として明白にならないう点もあるようであります。私は、極力重複を避けて、簡明に二、三の要点について御質問したいと思ひます。

まず第一に、私のお尋ねしたいことは、そして、先般衆議院の委員の質問によつても明確にされなかつたと思われる調査委員の選任の問題ですが、調査委員の選任は、一通りのことはわかりましたけれども、その調査委員の正確な身分とか、地位とか、そういうものに対して、どういうことになつておりますか。

○新谷政府委員 調査委員は、裁判所が更生手続を進める上におきまして、必要があると認めます場合に、裁判所が必要とする事項についていろいろの調査をする、それについての意見を裁判所に申し述べて、裁判所の判断の資料を提供するというのが調査委員の任務でございます。しかも、調査委員の報酬につきましては、これは当事者の予納金から支出されることになっております。そのような点を考えますと、この調査委員の行ないます行為は、裁判所の判断を助ける意味での調査委員なりいろいろの調査あるいは意見の具申ということになるわけでありまして、それ自体が、当然に公務であるとはいえないだろうというふうに考へておるわけでありまして、調査委員そのものも、もちろん公務員とはいえないだろう、こういう解釈でございます。

○加藤(勸)委員 そういう何といひますか、準公務員というのか、あるいは独自の存在というのか知りませんが、裁判所は、その調査委員はどういう範囲から選定されるのですか。

○新谷政府委員 これはいろいろあるかと思ひますが、従来の調査委員の選任の実例から申し上げますと、弁護士の方にお願ひするのが一番多いのでございます。続きまして、公認会計士、さらに実業界の方、それぞれ専門の分野の方にお願ひしまして、裁判所が必要と認める事項について調査をお願いしているのが実情でございます。今後その点については変わりがございません。

○加藤(勸)委員 そうしますと、その会社が更生の申し立てをして、その決定を見る前でもあつても調査委員というものが選任されることになると思ひますが、その最初の選任は、どういう範囲から選任をするんですか。裁判所は、かつてにだれかを見つけて出すというわけにはいかぬと思うのですが。

○新谷政府委員 更生手続そのものは非常に急を要しますので、裁判所といつたしましても、その事件が出ますと、早急に調査委員を任命して、必要な事項の調査をお願いするということになるわけでございます。したがつて、実際の扱いとしては、更生事件における調査委員としてどのような人が適当であるかということ、あらかじめ裁判所といつたしましても調査いたしております。名簿のようなものをつくつておいて、その中から最も適当であると思われる人を選任するようになつておると思ひます。

○加藤(勸)委員 そうすると、その事件ごとに、委嘱する調査委員なるものは、会社の性格また内容等によつて個々の場合に違ふと思うのです。そういう違ふ個々の場合を想定して、あらかじめ人を予選しておいて名簿をつくつておくということ、は、やはり何かの基準がなければいけないと思ひ

のですが、何を基準としてそういうことを選定される準備をするんですか。

○新谷政府委員 あらかじめ想定いたしましたとして、調査委員となるべき人のリストをつくっておくというところでございますが、これはその更生事件ごとに、またその同じ更生事件におきまして、裁判所が調査を必要とする事項によりまして、調査委員の適否も変わつてよいと思ひます。したがって、一人の調査委員を選任いたしましたも、その人がその事件についての調査委員として終始するというわけのものではないのでございまして、必要に応じて、一人の調査委員を選任することもあります。さらに数人の調査委員を選任することもございます。また、事項によりましては、その事項だけの調査をお願いするたため調査委員を選任することもあり得るわけでございます。したがって、非常にバラエティーに富んだ範囲の人を一応考へておく必要があるかと思ひますが、一たん選任されれば、その人に固定してしまつて、あとは融通がきかないというものでないでございまして、必要に応じて、こういう方が最も適当であるという方がございすれば、その人に調査をお願いするということになっております。

○加藤(勸)委員 局長の答弁は、きわめてあいまいだと思ひます。一人ないし数人の調査委員を選定されるので、いろいろな場合を想定して、バラエティーに富んだ調査委員をあらかじめ選任しておく、こういうことでありますけれども、一体バラエティーに富んでおるだけに、人を予選しておくとすることは非常にむずかしいと思ひます。一つの問題が決定しておれば、これに対する調査委員の選任も比較的案に裁判所ではわかると思ひますけれども、種々な性格を持った事件ごとく調査委員ですから、これをあらかじめ選任しておくとすることは非常にむずかしい。その事件が起つて、まだ申し立てがなされるか、なされぬかしらぬし、またあるいは、決定がなされるかなされぬかはわからないし、そういう段階において

調査委員を選任されるということになると、あらかじめ決めておいた調査委員の氏名というものは、ときによつては適切なものも得られるかもしれないが、ときによつては不適切な人も選ばれないとは限らない、そういうことがありますから、それならばそのように、あらかじめ弁護士なら弁護士、あるいは、公認会計士なら公認会計士、そういうように範囲を限定されておけば明瞭であると思ひますけれども、そうでない、ただそのときに臨んで、その事件の性質を見てからということになれば、おのずからきまつてしまふようだけれども、決定する前に選任することがあるのですから、または決定をする材料を調査させるための調査委員ですから、私は、当然いろいろな範囲にわたると思ひます。そういう場合に、いまだお答へでは明確を欠いておると私は思ひます。

○新谷政府委員 私の説明が十分でなかつた点があるかと思ひますが、あらかじめ調査委員を選任しておくのではございません。先ほど申し上げましたのは、更生手続の申し立てがございした場合に、臨機応変に裁判所としてそれに対処し得るよう、どういふ方が調査委員とすれば適当であるかという方を一般的に把握いたしておきまして、具体的に更生事件の申し立てがございした際に、必要に応じて、そのつど裁判所が選任をその中からするということでございます。したがって、いま加藤委員の仰せのように、いろいろ事情の違つております事件ごとに、またその事件の中でも、調査する事項がいろいろ違つておりますので、それに応じて、そのつど裁判所が選任することになるわけでございます。私が最初申し上げましたのは、リストをつくつておいて選任するという趣旨を申し上げましたが、これは、あらかじめ選任しておくという趣旨で申し上げたものではございません。それだけの用意をしておいて、具体的に必要が生じた場合に、裁判所がその中から最も適当と思はれる人を選任していく、こういう趣旨を申し上げたわけでございます。

立てがあつて、これに対してどういふ決定をするかということの前に、決定のための資料を集めたり、あるいは決定の可否を調べさせるための調査委員ですね。そうすると、申し立てがあつて初めて、裁判所はその選任の予選といひますか、それを開始するのであつて、それ以前にやるということとは、事実上できぬわけですね。

○新谷政府委員 更生手続の開始の申し立てがございまして、調査委員は必要ないわけでございます。したがって、具体的に事件として申し立てがございした段階で、調査委員を必要とするかどうかというのを裁判所は判断いたしまして、具体的な人をそこで選任いたすわけでございます。

○加藤(勸)委員 そこで、問題は、その調査委員というものは、ある点からいふと管財人と同等もしくはそれ以上の重要な事前の責任を持つておる人なんですね。そういう重要な責任を持つて調査委員に対して、そういうような選任方法でよいでしょう。どうか。どうでしょう。全然利害関係人の意見を徴することなくして決定していいものでしょうか。どうでしょう。

○新谷政府委員 これは、いかなる人が適当であるかというところは、裁判所が責任を持つて判断しなければなりません。したがって、場合によりますと、何人の意見も聞かないで、裁判所だけの独自の判断で公正な人を選任することもございまして、また、調査委員選任にあたりました、いろいろ専門的な問題もあるかと思ひます。そういう場合に、商工会議所その他の意見を求め、どういふ人がいいかという扱いになる場合もあり得ると思ひます。裁判所としましては、経済界の問題につきましても必ずしも専門でございしませんので、従来もそういう点にかなりの悩みがあつたようでございます。運用については、広く意見を求めまして、その誤りのないよう期しておられるようでございます。

識をお持ちにならない場合があると同様に、調査委員の選任についても、ややもすれば法律家的な観点に片寄つて、社会的な実情というものが無視されて、無視という少し言い過ぎかも知れませんが、社会的な事情、経済活動の現実の情勢よりも、法律家的な観点に主眼を置いて選任されるという欠陥が生ずると思ひます。そういう場合、ただ、運営について十分な注意をするというだけでは、この利害関係者にとってはいささか不安を感じる点があると思ひます。そういう場合のことを考慮されておるのかどうかということを伺ひたい。

○新谷政府委員 更生手続の開始の申し立てがございまして、裁判所といたしましては、広く各方面の意見を求める必要がございしますために、現行法に、第三十五条に、監督行政庁その他の意見を求める規定がございします。今回その規定を一部改正いたしまして、監督行政庁のみならず、事業を所管する行政庁の意見を求めるようにいたしましたこと、その他、裁判所が相当と認める者に対して、更生手続についての意見の陳述を求めることができるようにいたしましたわけでございます。これは、加藤委員先ほど仰せのように、裁判所のいろいろの知識を補充する、また、その判断を誤らしめないという配慮から特に今回その点を取り上げたわけでございます。従来とて、この会社更生手続といひますのは、実際は、非訟事件的な職権で裁判所で手続を進めるといふ形になつておりますので、手続そのものについて、民事訴訟法のような厳格なものはいくらも要求いたしてありません。裁判所が弾力的にその辺の運用ができるようになっておるわけでございます。特に更生事件につきましても、職権で裁判所が事実の調査もできまして、先ほど申し上げたような、各方面の意見を徴することもできることになつております。この規定が、まだ活用の範囲が狭いということから今回一部を広げたわけでございます。そういう点も考えまして、裁判所におきましては、調査委員を選任する段階におきましても、いかなる人が

最も適当であるか、法律家に偏しないように、場合によれば経済界の権威者をお願いするといふような問題も起きてくるだろうと思ふのであります。そういう御心配の点につきましては、ただいま申し上げましたような点に触れまして、裁判所としても十分配慮して遂行できるものと考へております。

○加藤勸委員 いまお答へのように、他の関係官庁、たとえば通産省とか、農林省とか、そういう官庁ですね。その意見をお聞きになつて、ということもあり得るということでありましたが、それならば、会社更生の申し立てについて密接な利害関係を持つてゐる、経済的利害関係人の各方面の関係者の意見を徴するといふことはなさらないのですか。

○新谷政府委員 従来は、その点が非常に限定されておりました、いかなる方面の意見を聴取し得る仕組みになつていなかったのをごいふますが、今回の改正によりまして、裁判所が相当と認める者であれば、いかなる人でもその人の意見を求めることができるように特に改正をいたそうとしておるわけでございます。したがうして、仰せのように、特に官庁のみといふことはございせん。経済界の方でもけっこうございせん。また労働組合の意見を聞くことももちろん可能でございます。あらゆる方面の意見を十分徴し得るようになつておるわけでございます。

○加藤勸委員 それは改正法の何条にありますか。

○新谷政府委員 改正法の第三十五条の第二項でございます。

○加藤勸委員 大体において、今度の改正案は、現行法よりは若干中小企業の立場を保護してあるといふことは見られますけれども、まだ、私からいふならば、もの足りない点がたくさんあります。

その次に、「中小企業者」といふ概念的な規定になつておりますが、この実態はどうやつて把握されるのですか。中小企業法によつて定められた

会社で、資本金の制限はこの法律によれば設けられていないが、中小企業法によれば、資本金なり、従業員の数なりが制限されておるが、この法律による「中小企業者」といふものの対しての見解はどうなつておりますか。

○新谷政府委員 中小企業基本法によりますと、商業、サービス業を営むものにつきましては、資本金一千万円以下、あるいはまた従業員五十人以下、それ以外の事業につきましては、資本金五千万円以下、従業員三百人以下、こういうふうに限定されております。したがうして、その資本金を少しでもこえたり、あるいは従業員の数が少しも多くなりましたと、中小企業者としての中小企業法の一般の規定の適用を受けないわけでございます。しかし、この会社更生法の場合におきまして、そのような厳格な扱いが、はたして妥当であるかどうかといふことを、法制審議会におきましても審議されました、私どもも、もちろんここで救済すべき中小企業者の範囲といふものを、法律的にはつきりと限定することについては適當でないといふ結論に達したわけでございます。したがうして、中小企業基本法の定めます「中小企業者」といふ概念を若干はみ出すことがございしても、社会通念上これは中小企業者だと認められるものにつきましては広く救済する必要があるかと考えまして、ことさらに百十二条の二の規定におきましては、中小企業者についての定義のようなものは設けなかつたのをごいふます。それが中小企業者と常識的に考えられるものにつきましては、弾力的に運用できるようにといふ含みを残したわけでございます。

○加藤勸委員 これは大きな会社の更生申し立てに対して、保護される立場に立つたときの中小企業者なんです、今度は更生の申し立てをする範囲ですね、これには一定の限界があるのですか。

○新谷政府委員 これには限度も制限もございせん。

○加藤勸委員 従来の例によりますと、こ

いう更生の申し立てをする会社というものは、相当世間的にも知られた大きな会社が多いのです。中小企業者はその陰に隠れて、連鎖反応による倒産もしくはその他の不幸な目にあつたので、この更生法においても、今度は、そういう点は、若干改正をされておるわけだが、更生の申し立てをする当事者として、もう少し小さい会社まで包含されるということについてはどうなんですか。これは實際上の運用としては、あまりなされてはいないですね。

○新谷政府委員 昭和二十七年から三十九年までの会社更生事件の実態を調べたところによりますと、資本金が少くないものにこの事件の申し立てをしておる数が多いのであります。たとえば一千万円未満の資本金の会社が百九十四件ございまして、これは調べました範囲は三百十三件でございますが、その中で百九十四件は一千四百円未満、一千万円から三千万円未満のものが六十件、三千万円から五千万円未満のものが十三件、五千万円から一億までのものが二十件、一億から五億というものが十七件、五億から十億のものが四件、十億以上が五件といふふうになつておりました、むしろ一千万円未満のものが半数以上を占めておるといふ実情になつております。今後ともそういう規模のところについては制限はございせんので、中小企業といへども会社更生の申し立てができることになつております。

○加藤勸委員 それは一億円以上の会社が総会社の中に占める割合と、一千万円以下の小さい会社が総会社の中に占める割合とが非常に違ひますから、単なる絶対数だけでこれが多いとか少ないとは言われないと思ふのです。これはもう私が言うまでもないことです。ただ問題は、そういう小さい会社でどれだけ決定を受けておりますか。

○新谷政府委員 ただいま申し上げましたのは、更生計画の認可された件数でございます。

○加藤勸委員 決定数ですか。

○新谷政府委員 決定いたしました更生手続と申しますのは、これは御承知と思ひますけれども、債

権者、株主が集まりまして、それぞれの集會を持ちまして、集會で、この会社を更生させるためには、債権者なり株主がどういふふうに分ちあちの権利についての扱いをすべきであるか、あるいは譲歩をすべきであるかといふことを、それぞれの集會においてきめるわけでありまして、そのきめたことに従つて債権者の調整ができますし、さらに会社そのものの実質を計画によつて定めていくことになるわけでありまして、それが裁判所の認可にかかつておるわけでありまして、その計画の認可された件数、最終的に手続上の結末のつきました件数が、先ほど申し上げた件数になつておるわけでありまして、したがうして、申し立てそのものは、これよりもつと多いわけでありまして、

○加藤勸委員 そうしますと、中小企業といふものに対しての実際の認定といふんです、申し立ての決定をする場合の中小企業といふものに對しての認定は、どういふ機關がやるのですか。これは裁判所がやるのか、管財人がやるのか、あるいはその管財人の補助ともいふべき調査委員がやるのか、一向その点が明確になつていないと思ふのですが、どの機關がやるのか、その点をひとつはつきりしていただきたい。

○新谷政府委員 百十二条の二で定めております中小企業者といふものの認定の御趣旨であると思ひますが、これは裁判所が判断するわけでございます。ただ裁判所がこれを判断するにつきましても、中小企業者と認定していかどうかといふ判断に迷う場合もあり得ると思ひます。そのような場合に、あるいは調査委員に命じまして、その実態を調べたり、さらに事業官庁あるいは商工会議所、その他の関係機關に意見を求めまして、そちらのほうの意見も十分聞きながら裁判所が判断するといふことになるかと思ひます。

○加藤勸委員 次は、使用人の給与、賃金もしくは積み立て金あるいは社内預金の問題ですが、六か月までは共益債権として認められておる、それ以上のものは更生債権に回される、こ

とになつておりますが、この基準は何をもつて六カ月とされるのですか。

○新谷政府委員 従業員の退職金あるいは社内預金につきまして給料の六カ月分、「六カ月の給料の総額」という表現をいたしております。現行法の百九十九条の規定によりますと、使用人の給料は最後の六カ月の間のものにつきまして共益債権とされておるものであります。これが一つの目安でございまして、給料のほか従業員のこういった性質の債権をいたしまして考えられますものが、退職引き当てなりあるいは社内預金ということになるわけでありまして、これらのものの中で、給料債権が何と申しまして従業員のとりましては一番大事なものでありまして、これが六カ月ということになつておるもので、そこに一応の目安を置かして退職引き当てなり社内預金の共益債権の範囲を一応割り出すということになつております。

○加藤(勸)委員 まず第一にお伺いしたいのは、給与という見解ですが、これは現実支給されておる給与の金額を言うのであるか、あるいは基準賃金といふか、基準報酬といふか、そういう基準報酬を土台としたものであるか、どちらですか。

○新谷政府委員 給料の総額と申しますのは、基準報酬ではございませんで、その六カ月に受けるべき金銭の総額を意味するわけでありまして、したがって、中に賞与が入つておれば賞与ももちろん含まれるという解釈でございまして、

○加藤(勸)委員 それは明確になつていますか。何条ですか。

○新谷政府委員 これは法制審議会の審議の過程におきまして、そういう趣旨であるということとを明らかにいたしておりますし、労働省におきまして同一の見解に立つておるわけでございまして、基準給料だけを意味するのではなく、その六カ月に給料債権として受けるべき金銭の総額を意味するものであるということにつきましては、政府内部におきまして異論はないのでございます。

○加藤(勸)委員 これは非常に争ひの起るところなんです。だから、そういうふうに審議会の審議の過程においてなり、あるいは労働省においてなり、その見解について異見がないということであるならば、むしろこの法律の中に、明確に現実支給されるべき総額というのを明記されておかぬと、これは争ひの種になる。これが今まで労働者と更生決定を受けた会社との間の争ひの一番焦点になつておるのです。これはやはり明確にされる必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○新谷政府委員 確かに御指摘のような点が問題になるかと思ひますが、私どもも、この給料という趣旨を、ここではっきり定義づけたらどうかということも考えたわけでございまして、それが、さて定義づけるということになりますと、それだけの事業所によりましていろいろの形のものがあるでございまして、また現物給与でやつてゐる面もないではないと思ひますが、そういうことを、定義的に明確にするということとがなかなか困難でございまして、したがつて、「給料の総額」ということばを特にこの際には使つたわけでございまして、総額というところに意味を持たせまして、もうべき債権の総額ということとを、これで若干でもその趣旨を出していただけるというのを考えた次第でございまして、

○加藤(勸)委員 その点は、実際の問題としまして、基準賃金といふものをとればもうこれはきつめて明確であるけれども、残業による手当、あるいはそれと同じような日曜出勤の手当とか、給与のほかに手当とて、いろいろなものがあるわけなんです。そういうことを含めるか含めぬかというところが、いまだ一番問題になつて、労働者を悩ましたことでもあるし、争ひが絶えなかつたわけなんです。それから、せつかく審議会の過程において、そういうことが決定されておるとすれば、これをひとつ法文の上に明確化されて、現実支給されるべき総額、こういうことになれば私は間違いないと思ひます。それならば、法律の条文の構成

の上からいつても、決して不自然でもなければ無理でもないと思ひますが、いかがでしょうか。

○新谷政府委員 「給料の総額」と書きまして趣旨は、まさに加藤委員の仰せの趣旨で私も表現したわけでございまして、ほかにはこういう表現を使つたものはおそろくないのではないかと思ひますけれども、この際は特に、たゞいまお話ししたような残業手当とか、特殊勤務手当、そういう労働の対価と目されるものは、すべてこの中に含める、こういうことははっきりした態度で終始したわけでございまして、それをあらわすのには「給料の総額」、こう書くことによつて、その辺も十分理解できるであらう、こう考えたわけでございまして、その点は労働省も異存ございません。この際、明白に、受けるべき金銭債権の総額、これは税込みのものでございまして、その総額を意味するということとを、はっきりと申し上げておきたいと思ひます。

○加藤(勸)委員 それは給与の総額ということと、一応そういうふうに解釈すれば解釈もできるし、また給与といふものの本質が、それは基準給与である、こういうことに会社側でとる解釈のしかたもないではないと思ひます。これが実際上の争ひになると思ひますが、そういうことをお考えにならぬでしょうか。私から申し上げるまでもなく、基準給与といふのは、賃金のほかに家族手当等が含まれるわけですが、残業手当とか、オーバertimeについての加重手当とか、そういうものは入つていないのです。だから給与の総額といふだけでは明確を欠くおそれがあるし、両面の解釈ができると思ひます。いまお話しするようには、審議会でもそのような決定を見たという。給与の総額といふは、給与といふは、一切支給されるもの、だといふ解釈もとれるし、給与とは基準賃金のことであるといふ解釈をとる会社がないとは限らないのですから、それは争ひのものとす。法律的にも私は、ことばの上から言うならば争ひ余地があると思ひます。だから、そ

う点を明確にされるということが今後の争ひを、少なくともその点についての争ひをなくする一番大きな理由になるのではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○新谷政府委員 たゞたび申し上げておりますように、御趣旨のところは全く私も同意見でございまして、そういう趣旨で特に「給料の総額」という表現をいたしたわけでございまして、法律的にいろいろ調べてみまして、この表現が一番適切であらうというふうに考えたわけでございまして、ことにこれは共益債権でございまして、弁済をする側にしてみますれば、これは管財人が実際の弁済の衝に当たるわけでございまして、したがつて、裁判所の監督下におきまして管財人がこの仕事をいたしますので、たゞいまのような解釈上の疑義が生ずるということとは、これは万々ないと私も確信いたしておるわけでございまして、表現の問題といたしましていろいろ苦心いたしました結果、こういうことに一応なつたわけであります。

○加藤(勸)委員 それではこの点は、ひとつこの法律の運営に当たられる裁判所なり管財人により、十分趣旨徹底するように、私はやはり法務省としては、何らかの形において通達をされておく必要があると思ひますが、そういう運営について注意を促す通達をなさる意思があるかないか。

○新谷政府委員 現行法の百九十九条にも、この「給料」という表現が使つております。それに付きまして、従来裁判所の扱い上、全く争ひはなかつたようでございまして、たゞいま申し上げましたような趣旨で運用されてまいつたのでございまして、今後もおなじ一そう、その問題は大切な問題でございまして、法務省におきまして最高裁判所に連絡いたしまして、御趣旨のところを十分伝えまして、その運用に誤りのないようになつたといふと考えております。

○濱野委員 関連して、実際問題の場合、裁判所は、給料というときには、われわれの給料の概念とは違つた、たゞ経済社会においては違つた

たとえばオーバertimeとか、あるいはわかれの業務でいけば業務手当とか、時間外手当、いろいろございます。給料という場合は、わかれはそういう手当類は含まない。たとえば基本給とか、能率給とか、家族給とかいうのは、わかれの給料の概念であって、諸手当のごときは、いまの経済社会では給料ということばを使っている。これが現実だと思えます。ですから、いま藤さんがおっしゃったような、そういう質問が出るんだらうと思いますが、これは、給与という文字を変えてどういう支障があったのですか。たとえばいまのあなたの御説明を伺つておると、現物給与というものが入ってくる。菓子会社が菓子を支給するとか、繊維会社が繊維を支給する、こういうようなことが現実としてはありますが、しかし、それは困難なことにはならない。やはり価格評価は会社としてもわかつているし、現物給与を受けるほうの勤労者においても、これは評価ができています。けじめがはつきりしているわけですから、私はほんとうの将来の運営から見れば、加藤さんの主張のように、給与という文字を使つたほうがこの法律としては適当である。何もそれを疑いやすい「給料の総額」と書く必要はない。「給与の総額」と書くべきである、こういうふうに考へておるわけですか。特にあなたにお聞きしたいのは、給料というのは法的な概念として、また経済社会の概念として、どの部分を言うのか。賃金構成というものが御承知のとおりでございます。たとえばいまの事業所におきましては、賃金とはどういうものかという構成がござります。そういう見解をひとつ承つておきたいと思ひます。

○新谷政府委員 民法の分野におきまして、民法あるいは破産法その他法律におきまして、使用人の給料とか、その他これに類する表現が随所に出てまいります。すべて同じような趣旨で使つておることばでございます。更生法だけ特別に表現を変えようというのものがあろうか。従来もそういうことばを使つてまいつておるわけですか。そういう趣旨から、この「給料」ということばを使つたわけでございます。しかし、この場合、特にこの点が疑問が起る可能性があるかと思ひまして、「給料の総額」というふうなことを特別に使つたわけでありまして、その中に全部が入つておる、こういうふうな解釈いたしましたわけでありまして、

○濱野委員 私は法律専門家でも弁護士でもございませぬから、したがひまして、そういうことはどうかと思ひますが、民法上に「給料」という表現が一般に行なわれておるから、この法律もやはり民法の表現のとおり「給料」とする、——私は、この法律ではもう少し考へていく必要があるのではないと思ひます。この法律は、いわば経済社会——商法のうちの特別の法律です。ですから、争ひの起きやすいのは御承知のとおり、加藤さんのおっしゃるとおりなんです。ですから、民法に右へならえしなくても、実際の経済社会においては、給料、給与というふうなものとの区別がされておるものでありますから、こゝさらに民法に右へならえしなくても、特別な弊害はなからう。むしろその実体を表現し、総合的な「総額」ということをおっしゃるなら、私は「給与の総額」、こうおっしゃつたほうがその実態に合ふ表現ではないか、そのことによつてトラブルが減少する、こう思ひますが、もう一度あなたの御意見を拝聴したい。

○新谷政府委員 これは結局水かけ論に終わるのかもしれないけれども、現在の会社更生法の百九十九条におきまして、同じ表現を同じ趣旨に使つておるわけでありまして、ことさらにこの規定だけについて特別な表現を使ひますと、かえつて解釈上の疑念が生ずる心配があるわけでありまして、従来の実際の扱いを踏襲しながら、表現におきましては、もういっぺん混乱の起きないようにといふふうに考へまして、「給料」ということばを使つたわけでありまして、そのことばの中身は、先ほど申し上げましたように、そういう労働の対価に相当するすべてのものを含むという解釈においては、ただいまのところどこにも異論はないわけでありまして、その辺だけ明確にいたしておきたいと思ひます。

○濱野委員 もう一点。私はあなたの考へ方に同調できないのです。法律家は法律の型をむやみに追いたがくるせがある。実際問題として、経済社会は、あなたのおっしゃつておるようなことを使つていないのです。ですから、法律のそれぞれの字句は、やはり実際に適したことをお使ひになつても決してこれは悪いことじゃない、私はそう思ひます。実際の表現を、時代が変わり、新しく法律を改正していく、あるいは新しいものを作る場合には、そういうふうな実態に即してお變えになつたつて何ら差しつかえないものじゃないかと思ひます。何か知らぬけれども、かみしもをつけて一律にしようという考へ方は賛成できない。裁判所や各省が打ち合わせの結果、そういうふうな解釈をするということをおっしゃるけれども、そういう一つのペールを著せた法文を何もことさらに使う必要はないと思ひます。やはり法文は国民にわかりやすく、そして実態を簡明に表現できるだけの文字をお使いになることがいいんじゃないか、これは私の意見ですから、参考のために申し上げておきますから、十分検討していただきなさい。

○加藤勸委員 そこで問題は、給与の総額の六カ月分ということですが、大体更生決定を申請するような会社は、賃金不払いというものはあり得ることであつても、せいぜい一カ月なり二カ月なりの限度だと思ひます。労働者が実際に働いておいて賃金をもらなかつたら、これは生活していけないのですから、したがつて現実問題としては、あるいは半額支給なり三分の一支給なりして、ともかくも一応ある程度のものは取つておる。したがつて、六カ月という基準を設けられたことについては、そうたいした困難はないと思ひますけれども、しかし原則は、私は停滞してある全額支給が当然だと思ひますけれども、かりに六カ月としても、それほどたいした、大きな違いはなからうと思ひます。六カ月も黙つてもらわ

ないでおることはないので、だから、実際問題としては問題にならぬが、今度は退職金の問題です。退職金の場合、これは月々もらう給与とはちよつと違ふのです。言うまでもなく退職金は過去の労働への蓄積なんです。ある意味においては形を変えた賃金です。これはもう十分御承知ですね。その賃金が、かりに一人の労働者が二十年、三十年という長い間つとめて、老後、何とかしてそれによつて退職後は更生しようという考へで楽しみにしておつた何百万円かの退職手当が、実際には給与の六カ月分で共益債権という資格を失つて、更生債権に振りかへられてしまふということになると、実際は過去の労働の蓄積を会社のほうでさらに一食ひつぶしてしまふということになるのですが、この点は、どうして月々の給与と同様に扱われたのですか。

○新谷政府委員 本来の月々の給料と退職手当、これは実質は先ほど仰せのように、賃金のあと払いといふふうに見られておるようでございます。で、実質的には変わりはないといふことでございますが、月々支払いを受けるべき給料そのものが、六カ月分を共益債権としております。その残りはどうかといふと、これは商法の二百九十五条の規定がございまして、一般の先取り特権がついております。そうしますと、会社更生法上は優先的更生債権ということになります。一般の更生債権よりは有利に扱われております。これも先ほど申し上げました更生計画の中でその処理がきめられますが、現実には優先的更生債権につきましては、これを減免するといふことは、まず行なわれていないようでございます。したがひまして、実際問題としては、その給料の全額が保証されるような結果にはなるわけでございます。ただ、さしたるあたり会社を更生させるために、債権者なり株主の協力を求めなければなりません。すべてにわたつて債権を共益債権化したとしますと、今度は会社そのものの更生が困難になる場合もございまして、給料さえも六カ月で一応共益債権の範囲をきめてございまして、その残りを優先的更生債

でございます。そういう意味で、債権者もこれに協力すべき義務があるというのが会社更生法の精神でございます。その際、どの範囲のものを共益債権として優先的に保護するかという問題が起きてくるわけであります。これを無制限にやりまことにつきましては、更生という面から申しまして相当問題がございます。給料との均衡もございす。そういつたことを考えますと、とりあえずは六カ月分を共益債権としまして即時弁済いたしますが、残りにつきましては、優先的な更生債権としてその保護の道をはかつていくということが適当であろうということになったわけでございす。

○加藤勸委員 それはあなたがいまいわれるとおり、更生なんだから、会社が立ち直るといふ前提の上に立つての問題の進展なんです。したがって、そこに働いておる労働者の諸君も、ある者は退職していくであろうし、ある者は会社に残る。労働者がなければ会社は更生しません。当然労働者はそこにとどまるということを前提にしての話です。しかし更生会社が実際の更生の方法を考へる場合に行なわれることは、まず会社の整理なんです。同時に会社の多くは債権のたな上げ、あるいは打ち切り等による新株式の発行、こういう段取りになつておるんですね。したがって、過去の労働の蓄積である退職手当を全員の労働者が取つて、その工場から行つてしまふというならば、会社の再建は成り立たない。だからこういう場合においては、当然労働者の代表である労働組合と会社とが話し合いの上で、退職手当の問題はどういうように支払いをつけるか、こういうことは労働者の自由な意思によつて、会社との話し合いで決定をされるということがあります。また、なんでか見ておられます。だから、その労働者の自由な意思によつて、交渉の結果どういう方法で支払いされるかという、支払い保証についての名目を求めるということは、これはもうちつとも差しつかえないけれども、法律で六カ月以上の分は、まず、

共益債権として扱われないというようにきめられてしまふと、今度は労働者は身動きができません。一応それで泣き寝入りだから、あとは決定を待つてどうなるかわからない。法律ですべて定められてしまふ。こういうことは当然労働者の自由な意思によつて、会社との話し合いで決定されなければならぬものなんです。だから、むしろ六カ月なら六カ月というものでないか、一定の限界を設けるというならば、その他のものについては、そういう法律によつて優先するとか、あるいはどうこうという法律によつて一方的に決定されるのではなくして、労働者の自由な意思によつて会社との話し合いで決定をする。労働者が会社の更生について協力の態度をとれば協力の態度を示すであろうし、もしこの会社では将来望みがないといふは退職していくであろう。退職していく場合の退職金の支払いは、いまは会社に何金もないからどうにもならぬが、これをどういうように払うかということは、双方の話し合いの合意の上で決定をされるべきである。これが私は現実の社会情勢に適合した方法だと思ふのです。また、それによつて幾つか解決しておる問題もある。その法律で一方的にきめてしまふということになると、身動きがとれぬことになる。そういうことは労働者の自由な意思と、管財人でもいいが、管財人なり会社の経営者なりの、相互の話し合いによる談合によつて決定をされなければならぬのではないのか、こう私は思ふのですがどうでしょうか。

○新谷政府委員 私が先ほど申しましたのは、今の改正法の百九十九条の二の第一項の原則的な規定について御説明申し上げたわけであります。これは更生計画認可の決定前に退職した人、こう規定してございす。計画の認可決定前であつてはいつてもよろしいわけですね。更生手続の申し立て前の者もこれは含まれるわけでありす。しかも、退職の事由をここに書いてございす。自己の都合の場合にも、あるいは先ほどお話のやうな会社都合によつて退職しなければならぬ者も、全部含めておるわけでありす。任意に退職しようとする者も、これによつて六カ月分は共益債権として保護しよう。会社の都合によつて退職する者も保護しよう。これはその時期を問わないということでありす。計画の認可の前に退職した者であれば、いつてもこの規定の適用を受ける、こういうことになっております。しかし、先ほど仰せのように、労使の話し合いによつて、会社の更生のためにどうしてもやめてもらわなければならぬというふうな場合に、この規定一本でいくのは適当でないじゃないかという御意見であります。それもごもつともであります。そのことにつきましては、百九十九条の二の第三項に規定を設けまして、「前二項の規定は、第二百八条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。」こう書いてあります。この趣旨は、現行法の二百八条が共益債権となる場合の規定でございすが、この規定によつて、退職手当が共益債権となる場合は一項の規定によらないで、二百八条の規定によつて共益債権とすると、二百八条によつて共益債権となる場合ということになると、ただいまの会社の都合によつてやめていただくという場合には、これは金額が共益債権となる。その場合でも百九十九条の二の原則規定だけで処理しようという趣旨ではございせんので、先ほど来申し上げておりましたのは、百九十九条の二の一般規定についてまず申し上げたわけでありす。御指摘のような場合につきましては、金額が共益債権として更生法の二百八条の規定によつて処理される、この道は残したわけでありす。

○加藤勸委員 実際の場合を想定しますと、会社が更生しようという場合に、会社側では、多くは相当年齢を重ねて長い勤務をして高給をとつておる、そういう高給をとり長い間つとめて老齢になつて、十分な働きができぬという人によつても、若い人によつても、労働力のたぐいまらぬ賃金も比較的に安い、そういう労働者に残つてもらいたい、これは会社が更生しようという場合の常

例なんです。したがって、退職を攻められ、もしくはみづから退職していかうというやうな人には、その退職金の問題は自分の死活に関する問題なんです。会社もそういう場合には、更生開始の前だとかあるいは手続のとられる前の場合においては、実際にはそういう労働者は会社から説諭されて、退職金があるいは少しよければもらつてやめていくという場合もありすけれども、できれば最後まで働ける限りは働こうという人も多いわけですから、そういう場合に、当然この規定が今度は生きてくるわけなんです。すると、実際には給与の六カ月分しか退職手当がもらえない。あとは、一般の共益債権に回されてしまふ。まあ共益債権であるから普通の更生債権よりは有利であるけれども、とにかく一応たな上げされる形になる。これではたまたまというところを感じるのは当然でしよう。だから、そういう場合の保護規定がなければならぬ。私はその保護規定としては、労働者の自由な意思と、会社なり管財人なりの当局者との間に、自由な意思で話し合つた結果、納得して、労働者が承知すればいいというわけだけれども、一方の法律できめてしまふということはいけな

○新谷政府委員 百九十九条の二の新設規定は、あくまでも更生手続の認可の決定までにやめる人の措置でございす。この場合にも、一般論として、先ほど申し上げたように、給料総額の六カ月分が、あるいは退職手当の総額の三分の一か、どちらか多いほうを債権として取得するということになるわけでありすが、仰せのように、会社の都合でやめてもらわなければならぬという場合には、第三項の規定が働きますので、その場合には金額が共益債権として即時返済を受けるということになるわけでありす。なお、引き続き会社につとめておる人につきましては、この規定の適用はございせん。したがって、会社の更生した後にあつては、会社が定める方につきましては、これは当然一般の原則に従つて退職金が支払われるということになるわけでありす。

ほとんど訴える道がない。結局い言うように新株の、配当もない、値打ちもない、額面価額で弁償されるか支払われるか、株券交付でこの債務が償われる、こういう状態なんですね。だからそういう場合には、いまおっしゃる百十二条の規定により、この個人は、管財人なりあるいは裁判所なりに申し立てというか訴えていいのですか。

○新谷政府委員 管財人に申し出ておいて、少額の債権については管財人から裁判所に弁済の許可を求めるわけでございます。いま仰せのように、更生手続を進める上におきまして、少額の債権者の立場というものは非常に微妙なものがございまして、むしろそういう少額の債権者は、早く弁済してしまつて、手続一般が円滑に遂行できるようにしたほうが全体的な立場から見ても望ましいこととございまして、ただいまのような少額のものにつきましては、特別に、金額が少くないというだけの理由によりまして、特別の弁済の許可を与えることができるようにいたしましたわけでございます。

○加藤(勲)委員 この場合の少額ということの見解ですがね。これも実際問題となるとなかなかむずかしいと思うのですよ。かりに一億なら一億の資本でやつておる会社で、五億なら五億の債務を持つてどうにもならなくて更生を申し立てたという場合の百万円以下の債権ならば少額といえるわけなんです。ただその少額といえども、一万か二万なら少額だけれども、百万からなれば少額でないといわれれば、また少額でないということになる。それだから、その実際の運営について非常に困るのです。

それからまた、更生債権として管財人から最後の決定がなされて処断されるまでは、少なくとも何年間はかかるのです。その何年間はどいうすることもできないで、いつもそれだけの債権を持ちながら小さな販売人はおろしてある。こういう実情なんですね。だからそういう場合に、いまおっしゃる通りに、早急に開始前といえども支払つてやれということできると、今度は少

額とはどれだけのものだ、こういうことになる、少額というのは法律上の規定がないとすれば何によつて判断をするかということなんです。

○新谷政府委員 確かに少額の範囲がどのくらいかということが御指摘の問題になろうかと思つてございまして。参考になりますのは、現行法の二百二十九条に更生計画を定めます場合の条件についての規定がございまして、同じ性質の権利を有する者の間では平等に条件を定める。こういう規定がございまして、その中に債権の少額なものについては別段の定めをしておく。これはそれらの債権者の間に差等を設けるということも考えられるわけでありまして、その差等を設けることが、実質的な公平を害しない場合には完全平等でなくともよろしい、こういう規定がございまして。ここに「少額」ということが出てまいります。この実際の扱いについて調べてみますと、私どものほうで調べました四十四の会社につきまして、これは更生手続に入つた具体的な会社でございまして、これを調べたところによりますと、この少額の債権といふことをどの程度に扱つておるかといふことがある程度わかるわけでありますが、少ないものは一万円ぐらいのものでございまして、さらに十万円、二十万円、二十五万円、百万円といふのも少額の中に入れておる例がございまして。これは先ほどお話しのように、その更生会社の規模あるいは債権者たる会社その他のものの事業経営の規模なり資本金なり取引高、そういったものを勘案いたしまして、これは少額と見ていいかどうかといふことをきめるべきであらうと思つてます。実際の扱いといつたにしても、ただいま申しますように、一万円から百万円という非常な隔たりがございましてけれども、実際問題といつたしましては二百二十九条の運用上はそういった幅の広い運用をいたしておるわけであります。

○加藤(勲)委員 少し時間がかり過ぎましたからもう終わりますが、最後に一つお伺いしたいのは、社会党案で出ております過怠更生の問題な

んですが、過怠罪の問題についてはどうお考えですか。

○新谷政府委員 罰則につきましても、私どもも慎重に検討いたしましたわけでございまして。現行法に過怠破産罪の規定がございましてけれども、過怠更生罪の規定が入つておりません。どの辺にそういう理由があるのかといふことをつらつら考えてみたわけでございまして、この更生手続と申しますのは、破産の場合と違ひまして、黒字倒産の場合にも更生の申し立てができるわけであります。破産といふと、支払い不能あるいは債務超過という客観的な事実がございまして、それがあれば破産宣告といふことになるわけでありまして、会社更生の場合には、そういう状況にはあるが、立ち直る可能性がないでもないという状況下にあれば更生の申し立てができるわけであります。そこに破産の場合と若干違ひがございまして、できるだけ更生手続に乗せて、そういう状況に入つた会社を救済すべきであるという考え方から、できるだけ罰則も少なくして、更生の申し立てが幅広く利用できるように趣旨から、おそろく過怠更生罪の規定を除かれておるのであらうと思つております。しかし、破産法におきましてはこの過怠破産罪の規定がございまして、しかし、破産法と会社更生法の性格は、いま申しましたように若干の違ひがございまして。多少破産法よりはゆるやかにしておこうほうが更生法の運用上はむしろ望ましいのではあるまいかといふことに帰するであらうと思つております。これは罰則の問題でございまして、刑事局のほうとも十分相談いたしておるのでございまして、もしも会社更生法にこの罰則を置くといふことになりましたと、あるいはまた破産法の罰則その他の罰則も、均衡上も少し握り下げて検討してみなければならぬといふことでございまして、かなり範囲が拡大するような問題もございまして、今回急を要する改正には間に合いませんでした。なお、慎重にこうと考へておるわけでございまして。

○加藤(勲)委員 終わります。

○大坪委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 法務大臣にもお聞きしたいのですが、法務大臣の出席はどうなつておりましたか。

○大坪委員長 参議院で目下答弁中だそりです。間もなく、それが済みまして来る予定です。

○松本(善)委員 それでは、法務大臣に対する質問以外のことを聞かせておきますが、この法律案がかけられた法制審議会の会社更生法部会の委員の中には、これは民事局長に伺いたいのですが、経団連の常務理事、あるいは経団連の法規委員、あるいは関経連の副会長、あるいは東京商工会議所の常任理事、大阪商工会議所の常任理事、あるいは富士銀行の副頭取、全国銀行協会連合会法規部委員とか商工中央金庫監事とか、こういうふうないわゆる財界、言いかえましてならば独占資本の代表者といふふうな言つてもいいかと思つていますが、そういうふうな人たちの名前はたくさん見えてるわけですが、この審議会の中には、労働者や下請の中小零細企業の代表が入つておりましたか。

○新谷政府委員 中小企業者の立場も十分理解できるような方がもちろん望ましいわけでありまして、一般的に申しまして商工会議所の関係の方であれば、そういう立場も十分代弁できるであらうといふふうに考えられましたこと、中小企業者につきましては、代表的な方をお願いいたしまして参加していただいております。労働組合につきましては、全般について必ずしもこれは労働組合の問題ではございません。しかし、法制審議会といつたしましては異例の措置でございましてけれども、総評、同盟、新産別、中立労連の代表の方に来ていただきまして、関係のところについては御意見を聞きまして、それを参考にいたしましてその審議を進めたわけでございまして。

○松本(善)委員 法務省の民事局が作成いたしました資料によりますと、この法律案をつくるについていろいろ要望書がありますが、この要望書は

商工会議所でありますとか、経済団体の要望書がきわめて有力なものとして扱われておりまして、労働組合の意見を十分に徴したというふうな資料はないわけですが、この点については、いまだ答弁でもありません。労働組合は、この問題はないのじゃないか、こういうふうな考へてこの案をつくられたのですか。

○新谷政府委員 そうではございません。各方面の意見を徴しましたのは、各団体に委員を出していただくように依頼したわけですが、労働組合の関係は、労働省を通じてお持ちするわけでもありません。しかし、そのみでは十分でございませぬので、法制審議会の審議の過程におきまして、各労働組合の代表の方にも来ていただいで、意見を十分拝聴いたした次第であります。

○松本(善)委員 しかし、先ほど、これは直接労働組合の問題じゃないので、委員には入れなかつたという趣旨の答弁をしたのはありませんか。この案の中には、労働組合の、この会社更生法の適用会社ですね、更生会社の中で自分たちの生活や権利を守って争議をやつたりなんかしている労働者の意見が反映してないと思つて、これにたいして、これはそういう法案の立案の態度から出てくるのではないかと思つて、どうですか。

○新谷政府委員 そういつた現に争議を行なつては、労働組合の意見を聞くことはいはしてありません。しかし、具体的には管財人、いろいろ更生会社の手続に参画しました管財人、あるいは調査委員の方、その他の方にも来ていただきまして、具体的に更生手続の実情についてお話を伺つたわけでございます。その際に、組合としてはいはして要望が非常に強いというふうなことも十分に反映されておるわけでありませぬ。

○松本(善)委員 どういう労働組合の組織が、特にこの更生会社の中で争議をやつたり、あるいは更生会社になる前に争議をやつたという状態にあるかという事は、法務省のほうではつかんでもいなかったのですか。

○新谷政府委員 私どものほうでは、具体的にどの会社についてどういふ労働争議があつたという事は把握してありません。

○松本(善)委員 民事局がつくりました資料で、抽出調査をしました幾つもの会社の名前をあげておられますが、こういうところで一体どういふふうな労働組合が組織され、その労働組合はどの労働組合に参加してあるかという事は簡単にわかるのです。たとえば、私たちの非常に狭い範囲の調査でも、総評に加盟している全国金属労働組合、こういうふうなところでは、この関係のことが非常に多いわけですね。そういうふうなところの意見は何にも聞かぬでやつてもいいんだ、こういう考へてですか。

○新谷政府委員 労働者の立場を全く聞かないのもいいというふうには考へていないのであります。この差上げました資料は、裁判所が中心になりまして調べました実態調査の結果を、わかりやすく範囲で資料として差上げたわけでありませぬ。その中で、労働組合がどういふふうな動きをしたかというふうなことは把握できておりませぬけれども、裁判所の所管の手続として扱われております現在におきまして、私どもとしては裁判所の協力によつてこの程度の資料を入手したということでございます。

○松本(善)委員 そういふふうなことにいつては、労働省と連絡をとるか、あるいは中小企業庁と連絡をとるかという事で、一体会社更生法の適用の中で、労働者や中小企業者はどういふ被害を受けているかという点について調査をし、それをなくそうという考へ方は、この法案にはないというふうにししか受け取れませぬけれどもどうですか。

○新谷政府委員 労働者の立場とか、中小企業者の立場を考へてないというふうな御意見のようでございませぬけれども、私どもとしてはむしろそうではないのでありまして、できるだけ中小企業者、零細企業者、さらに労働者の立場を十分考へて、その優遇措置を考へなければならぬとい

うところからそもそ問題がスタートしたのであります。そういうことを全く無視してやつたという事ではございませぬ。この法律案の内容をこらういたしまして、そういう点で随所にうかがわれるものと考えます。

○松本(善)委員 それはあとの質問の中でも明らかにしますが、決してそうではない。労働者の立場や、零細業者が十分に保護されるというふうな状態にないと思つて、これはあつて質問しなすけれども、あなたの方の言つたことがかりにほんとうだとしても、実際に労働者はいろいろな戦いをやつています。自分たちの賃金とか、あるいは退職金を取るうとして一生懸命ストライキをしたり何かして戦つてゐる。そういう人たちの意見を十分に聞かなければ、これは実情に合つてゐるかどうか、ほんとうに保護になるかどうかという事とはわからないではないか。いまの民事局長の答弁の中では、ほんとうにそういう声が聞かれていないという欠陥を痛切に私は感ずるわけです。

労働省が来ていると思つて、関係して聞いとおきますが、この最近三年ばかりの間で労働者の債権、退職金でありますとか、社内預金でありますとか、あるいは賃金等が切り捨てられた、あるいは長期の返済というふうなことになる、実際に切り捨てられた、そういうふうな債権はどのくらいになつてゐるか、そういうことを調べておるかどうか。

○藤澤説明員 会社更生事件に関連いたしまする賃金、あるいは退職金、社内預金の不払い状況の調査、あるいは先生いま御指摘になりましたように、切り捨てられるというふうな実態につきましては、ただいま御指摘の法務省の資料が一つございませぬが、私どものほうでもそれぞれの監督署を通じて賃金不払い、退職金不払い、社内預金の不払いにつきましては、四半期ごとに統計をとつております。ただ本省でこまかく把握しておりますのは三百万円以上のものに限るわけでございますが、たとえば更生会社における賃金不払いというふうな点につきましては、四十年四月以

降、昨年の十二月までに報告がございました三百万円以上の賃金不払い事件は七十八件でございませぬが、そのうち十件が会社更生法による更生手続開始決定を受けたものでございませぬ。ただこれを見てみますと、平均が一人当たり三万四千四百円程度になつておりますので、大体一カ月か一、二カ月の程度の不払い。したがうして全額共益債権の扱いを受けているというふうな私どもは考へております。

それから退職金につきましては、これは法務省のほうの資料をこらういたしまして、一部のものにつきまして優先的更生債権になつておりますものの切り捨てが若干見られるわけでございます。私どものほうで把握いたしておりますものは、やはり昨年の十二月末までに三百万円以上のものにつきましては百件のうち十三件が会社更生法による更生手続開始決定を受けたものでございませぬが、それにつきましても大体平均賃金の六ないし七カ月に相当する平均額になつておりますので、大部分は六カ月の範囲に入つておると思つて、けれども、しかしながら、一部未解決のものが現に残つてゐる状況から見まして、若干のたな上げといひますか、不払いがあるというふうな考へられております。

それから社内預金につきましては、ただいまの報告で全体では十九件のうち会社更生法による開始決定のあつたものは五件でございませぬ。そのうちには山陽特殊製鋼等も入るのでございませぬが、これも不払いの残高は大体平均月額の一・五カ月分ぐらゐに当たるのではないかと、いふふうな考へております。山陽特殊製鋼は、ほとんどもう落着いたしておりますが、その五件のうち、すでに二件は完全に落着いたしておりますので、あと三件が残つておりますが、それも大体一件を除きましては近々支払いの見通しが立つておるというふうなことでございませぬ。

そこで結論を申し上げますと、賃金なり社内預金については、おおむね総切り捨てということはないと思つて、退職金につきましては、遺憾

ながら一部そういう現象があらうかと思ひます。ただ、今回退職金につきましては規定が改正になりましたので、今後はそういうものはさらに改善されるというところと考へておられます。

○松本(善)委員 いま額がどの程度のものかというところはある程度わかりましたが、それが実際に払われているかどうかというところは調べがついておられますか。

○藤縄説明員 十二月末現在ではどうなっているかという状態については一応わかっておりますが、その後の状況についてはまだ報告がまいっておりませんが、たとえば社内預金について言いますれば、いま申し上げましたように個別の会社について大体の見通しをつかんでおります。

○松本(善)委員 十二月末までに支払われたというところを確認しておるわけですか、いまのよう

○藤縄説明員 たとえば社内預金が少のうございましてから申し上げますと、五件問題がある。日電工業、住吉鉄工所、福泉産業、山陽特殊製鋼、関西工機、かような会社でございます。そのうち福泉産業、山陽特殊製鋼については支払われておりますが、山陽特殊製鋼は若干残っております。これは十四万円ばかり残っておりますわけであり

○松本(善)委員 中小企業庁のほうに聞きたいのですが、ここ最近三年間ばかりの間で、下請企業

の債権がどのくらい、いわゆる更生会社の関係で犠牲になっているかというところを報告してもらいたいのですが……。

○金井政府委員 過去三年間に下請企業関係の更生債権がどうなつておるかという御質問でございますけれども、私どものほうは、端的に申しまして、結果的にはそういう数字につきましては、私どもの現在の機構なり能力をもつてしては、はな

○松本(善)委員 それでは、法務省の民事局長に聞きますが、更生会社を實際に動かしていくのは管財人ですが、この管財人は、裁判所によつてどういうふうにしてきめられますか。

○新谷政府委員 更生手続の開始決定をいたしました段階で、どういふ方がその会社についての管財人として適当であるかということになるのでござ

○松本(善)委員 この管財人の選任について、いま民事局長が言われたが、商工会議所や何かに相談をしてやるといふことですが、そういうことになると、結局実際上は、管財人というのは、大企

業とか銀行筋で選ばれてくる、そういうようないわゆる財界、そういうところで選ばれた人がなつていくのが実情ではないでしょうか。

○新谷政府委員 必ずしも金融機関とか、財界の大ごころの推薦によつて管財人を選ぶというのではないようでございます。更生会社の推薦によるものもかなりの数ございますし、債権者その他のものからの推薦に基づくものも相当あるようでございます。

○松本(善)委員 しかし、この会社更生を進めるかどうか、いわゆる再建の見込みがあると判断するかどうかということが会社更生法の中心の問題になると思ひますが、この問題は、實際上大企業であるとか、銀行が乗り出してきて、この企業は再建させていこう……という大きなところが出てこなければ、実際上は会社更生法の適用を受けられないということになるのではありませんか。

○新谷政府委員 銀行等の金融機関を含めて、債権者の協力がなければ更生手続は遂行できません。こういつた債権者の協力によつて、減免すべきものは減免の措置を講じながら、会社そのものの更生をはかつていくのが会社更生法の精神でござい

○松本(善)委員 そうすると、その債権者というのは、やはり一番大きいのは不動産を担保に取つておるといふような大企業や銀行、そういうところから、債権者の中の、有力な債権者として事実上の発言権を行使していくというのが会社更生法の運用の実態であると思ふれば、やはりどうしても管財人が、少なくとも出身はともかくとして、大企業であるとか、銀行筋との当りがいといひますか、意の通ずるといひますか、そういうような人でなければ、実際上はできないのではないですか。

○新谷政府委員 各債権者の立場も十分に考え、

また債権者の協力を得なければ管財人としても円滑な仕事の遂行はできません。そういう意味におきまして、やはり債権者と十分話し合つていけるような人が望ましいわけでありまして、銀行その他の、大口の債権者だけの意見を聞いて処理するといふわけのものは絶対にないわけでありまして、私どもは管財人の實際の体験談を何回か聞かせていただきましたが、そういう債権者の立場も考えつ、会社内部の立場も考えるといふふうな、公正な立場で現在まで管財人の方は仕事をやつておられるように承知のとおりです。大口の債権者は、確かにそれだけに力強い、また関係人集会におきましても発言力がそれだけ強くなるわけでありまして、勢いそういつたところに重点がいく場合もあるかと思ひますけれども、それのみによつて管財人の仕事をすることとは

○松本(善)委員 もちろん個々の管財人は、それぞれの債権者を同じように扱うという態度である人もおると思ひますし、また、そうしなければならぬわけでありまして、また、そうしなければならぬ有力債権者の意を迎えなければ、会社更生の仕事というのは進められないでしよう。だから、実際上は大企業や銀行が動かしてあるような形になつておるのが実情ではないかといふことを、實際を言つておるわけですか。

○新谷政府委員 御承知のように、会社更生法の更生計画を立てます上に、一般の更生債権者の組と、更生担保権者の組、あるいは株主の組といふのがございまして、それぞれ集会におきまして議決されたところによつて計画が樹立されるわけでありまして、ことに、ただいま御質問の点は、金融機関でございますので、多くは担保権を持つております更生担保権者のグループの扱いが問題になろうと思ひますが、現行法におきましては、更生担保権の減免の措置等を取ります際には、担保権者全員の同意がなければ集会の議決として成立しないことになっております。その辺に非常に管財人としての悩みがあるように私ども承知いたし

ております。何とかその辺は、それでないようには、もう少しスムーズに更生担保権者の組の議決が行ない得るような配慮をしてほしいという事は、各管財人こそつて言われるわけでありまして。今回の改正におきまして、その点につきましては十分考慮いたしまして、若干の手直しをいたした次第でございます。

○松本善委員 若干の手直しをしたけれども、しかし、それは主要な更生担保権者、銀行のようなもの意思を無視してできるというふうなものではございません。そういう趣旨では、根本的にそういう更生担保権者という大きな大きな企業、もしくは銀行、そういうところの意思を押えてこの更生の手続を進めていくというふうなことはできませんですね。

○新谷政府委員 大きな金融機関等になりますと、私どもの聞きましたところでは、更生担保権者の組における議決の際にも、やはりそれなりの見通しを持って相当の協力をいたしておるようでありまして。間々小さな債権者が、自分だけの立場で主張いたしますために、担保権者の組の議決がうまくいかないということがあるようでございます。大体私どもの承っているところでは、金融機関も、一般の金融機関においては、そのような無理は言わないように承知いたしておるわけでございます。

○松本善委員 ただ、銀行であるとか、大企業のほうで、これは更生させようということであれば、これは協力をいいていこう。しかし、その協力が得られなければ、結局更生の見込みがないということになる以外にないんじゃないかという事を私は言っているのです。結果的にはそういうことになるでしょう。もちろん更生させるという更生開始決定が出て、そして銀行もそれに加わっているという事になれば、ある程度の協力はあつていよう。しかし、その協力が得られないという事になれば、更生の見込みがないという事になつて、更生会社にはならぬというのではなからぬかと思つていふのです。

○新谷政府委員 もちろん、関係人の協力がなければこの更生の手続は遂行できません。そういう意味でありますれば、関係者の協力なしに更生手続の認可という事はあり得ないわけでありまして。これはひとりで金融機関のみでなく、一般の債権者についても言えることであらうと思つております。確かに、確かにあつていふように、関係者の協力はぜひとも必要な仕組みになつておるのであります。

○松本善委員 今度の改正案では、保全処分段階で保全管理人を置くという事になり、その保全管理人は、会社の事業経営から財産の管理、処分までできるという、ほとんど全能ですね。これもやはり管財人と同じように、そういう大企業あるいは銀行、そういうところの意を受けたといひますか、その意がある程度通じているといひ人であれば仕事ができぬ、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○新谷政府委員 保全管理人を置きます理由は、不適当な会社の理事者が、事業経営に失敗いたしましたして、そのまま居残つていくという事になりますと、会社の更生にもこれは影響いたしますので、そういう理事者を排除して、適正な事業経営、財産の管理、処分ができるような人を暫定的に選任いたしまして、経営権なり財産の管理、処分権をそちらに移してあるわけでありまして。これは更生手続の開始決定がおりますまでの暫定的な処分でございます。したがつて、保全管理人に人を得るか得ないかということが過渡的ではありますけれども、会社の更生に重要な影響を持つわけでありまして。これをどのような形で選んでいくかという事は、もちろん、裁判所が慎重におきめになるわけでありまして、一般の管財人の場合と同様に、その段階におけるいろいろの事情を考慮いたしまして、各方面の意見も裁判所が求めた上で管財人の選任をするということにならうかと思ひます。

○松本善委員 法務大臣に伺ひますが、いままで法務大臣においてならぬときに、会社更生法の

適用の中心は再建の見込みがあるという判断をするかどうか。その判断の中心はやはり大企業でありまして、その判断の中心はやはり大企業であることと銀行が、これは更生をさせようという事で乗り出して行くかどうかという事できまつてくるんじゃないか、そういう実態ではないかと。このことばどおりに認めなければならぬです。そのことばどおりに認めなければならぬです。けれども、大体そういうような結果になつていふことがうかがえるような答弁でありました。こういうふうにしていきますと、結局私のことばでいへば、独占資本、財界あるいは大企業や銀行筋が、企業を系列化していく、あるいは資本を集めていくという事にはこの会社更生法というものは非常に威力を発揮している、こういう結果になつていふのではないかと思ひますが、法務大臣いかがでしょうか。

○田中中国務大臣 結果において、間々そういうことに移行する危険もあつたようにいふことは言えませんが、しかし、本件会社更生法を改正しようとするねらいがそういうところにあることは、いままで関係者より御説明を申し上げておるとおりでございます。

○松本善委員 今度の改正の問題点について、またあとから伺ひますが、この会社更生法の運用の実態がそういうものでありますために、下請の零細企業の債権を切り捨てるとか、あるいは場合によつては労働者の賃金まで切り捨てるとか、あるいは更生の名のもとに労働者の首切りだとか、労働強化が行なわれる、こういう実態があるわけなんです。法務大臣、そういうことについてどのようなお考えになつておられますか。

○田中中国務大臣 まず、中小企業者の持つ債権でございますが、この債権については、従来申ししますと、共益債権でない限りはたな上げされてしまふ。更生決定が認可になりましたたな上げになつていふこととあります。こういうことでは倒産の連鎖反応が起こるおそれがあるという事から、いろいろ苦心をいたしました結果、提案を申し上げておりますような中身のもので、これを裁

判所の許可を求めた上で返済ができるようにしていき、こういう方向に、苦心の改正を提案しておる次第でございます。

それから、退職金につきましても、全部ではございませんけれども、六カ月前の俸給と合わせまして、多い額についてはこれを共益債権化しよう、こういう考え方であり、また社内預金につきましても同様の考え方を持つておるのであります。仰せのごときことがねらいではないわけでありまして。一部はうまくいかないようなものも出てくるという事は起こり得るのでございしますが、更生会社の会計の許可限り有利な方向に努力をしていこうという改正でございます。

○松本善委員 それでは改正案のことについてお聞きしますが、この改正案で保全管理人を選ぶという問題があります。この保全管理人は、会社の事業経営、財産の管理、処分の権利を持つております。ほとんど全能であります。保全処分の段階からそうなんです。管財人は、いままでどおりそういう権限を持つておるの言うまでもありません。それから調査委員の任命というのがありますけれども、この調査委員は更生手続開始の条件の重要なものをすべて裁判所に報告をする、更生の見込みの有無を報告をするということになつております。それから更生手続を開始することになりかどうかということも報告をするということになつております。だから、結局この保全管理人とか調査委員とかいうものは、実際上は更生管財人の職能と合致して、更生手続を進めていく実行者であります。裁判所は形の上でいへばたいへん語弊があるかもしれないけれども、実際上は人たちが、管財人とか、あるいは保全管理人とか、あるいは調査委員とか、こういう人たちが更生手続を動かしていき、こういうことになるわけでありまして。

その人たちの人選は、先ほど来、法務大臣がおられないときにだいたい民事局長とやつておつたのですけれども、結局大企業だとかあるいは銀行がほとんどに乗り出して更生手続を進めるといふこ

とにならなければ更生がいけないものだから、実際上はたとえ商工会議所に聞くとかなんとかし、いわゆる財界の意を迎える、これがことばが強過ぎれば、意に通じた人がなつてこないに進まない、こういう実態にある。そうなる、調査委員でありまうとか、保全管理人とかいうものを設けるというところは、先ほど法務大臣が、そういうことはあるだろうというふうに言われました、大企業が資本系列化をしていく、中小企業を系列化していく、合理化を進めていく、あるいは資本を集中をしていく、そういうことがますます便利になるというところしか考えられませんが、法務大臣、この点についてどう考えられますか。

○田中中国務大臣 何でもものをひねって考えますと、そういうこともないとは言えない。しかしながら、この法案の目的としておりますところは、そういうふうなひねつてないのです。これは、つぶれかかった会社をおのれの系列化に置くなどという、独占資本と称せられる資本力を持ったものがあるか、一体そういうことをやるかどうかというところなんです。これは議論になりますけれども、実際問題ではありませんから、何回議論をしても役に立ちませんが、どうも私はそういうふうには考えない。しかし先生仰せのようなこともありましようね。弱みにつけ込んで、それじゃひとつ融資をしようではないか、重役を送ろうではないか、製品を回そうではないか、材料をやるうではないかというところには、これは結果において系列下に入つてしまふということなしではない。それはお説のような危険が間々ないとはいえない、こう私は正直に思うのであります。思うのであります、本改正のねらいとしておりますところは、そういうややこしいことにはねらいは持っていない。

それからいま先生の仰せになりましたこの調査委員の選び方でございますが、更生手続開始の申し立てがあれば直ちに調査委員は選べるわけでございます。一人のみならず、専門家といわれる方面の人は、弁護士からでも、公認会計士からでも、あるいは現職の前線に立つて働いていらつ

も、あるいは実業家からでも、自由に何人でも専門専門で選び得る。その意見を聞いて裁判所が判断をしていくというのであります。この調査委員制度の運用の結果、判断を自主的に行なうのは、申し上げるまでもなく裁判所でございますから、調査委員にその決定権を持たしてあるわけでもございませんので、この点は御心配は要らないのではないかと。

それからもう一つは、監督員と管理人の関係でございますが、保全管理人、監督員というものは、これは同時に選ぶことではない。どちらが役に立つという場合においては、これは監督員でよろう、監督員ではいまいから保全管理人にしようとかいうふうな選ぶわけでございますが、これは更生手続が開始になるまでの役割りでありまう。その間にこれがいたします仕事も、いずれも監督員が出ます場合においては、監督員によつて監督をされるその取締役、これが会社におりますから、この取締役を監督しながら仕事をやらしていくということになるわけでございます。

それから更生手続が開始決定が行なわれました後は、破産の手続の場合と同様に、これは管理人が全責任を持つていくことになるわけでございます。人の選び方が先生のお説のごとくに非常に大事なものではなからうか。妙な者を選びますと、妙なところへ持ち込まれてしまふという心配もございませう。裁判所もみずから監督はしておるものでありますけれども、何ぶんこの忙しい裁判官がそういう複雑な企業の中身を一手手落ちなく監督ができるということもなかなか困難な仕事の一つであらうと思ひます。

そういうことから申しますと、いまお説の出ました調査委員、監督員、それから保全管理人、管理人というふうな、これらの法律でうとうとあります急所急所の任務を果たしていただく人物を選ぶのには、非常に用意周到に、適材適所でこれを選んでいくということをやつていかなければならぬものと、いま御意見を伺ひまして思ひのであります。

ますが、上ほど慎重な態度でこの人選をしていかないと、妙に結果が間違つてくることであつてはならぬというところを深く感ずるのでございませう。○松本(善)委員 私は、個々のあれを選ぶとき、それそれ違つた、いま法務大臣の言われたような形で選ばれることがあると思ひますけれども、実際上は、先ほど民事局長と言つていたのですけれども、大企業や銀行、そういうところが乗り出して再建に参加しよう、参加をさせていく。債権全部をとつてしまふのではなくて、不動産が大体担保に入つております。工場の建物とか、土地とか、それを引き揚げるというところを大いにとりかかれば、会社更生というのはいきなり進まないわけでは、大企業は其の成否を大いにとりかかっているのではないかと、これを言つておるわけでは、そうなる、実際上、これを更生をさせていくということになると、そういうところと意を通じた人たちが、保全管理人だとか、あるいは管理人だとか、あるいは調査委員になつてくるということにならなければ更生が進まないから、更生をやめにしてしまふということとならだれを選んだつていいということになるかもしれないが、更生させようということになる。どうしてもそういうことになつていくのではない。それは結果として、資本の系列化、資本の集中をもたすということになるのではないかと、このことを言つておるわけでありませう。その点については法務大臣も同意見ですか。

○田中中国務大臣 私が詳しいことを知りませんが、たいした意見を持つては、ないものでありますけれども、いまお説のような更生債権者、それからもう一つは更生担保権者というものは、会社がこの更生手続に入りまうまでには、ちゃんと権利を持つておる人が中心になるのだと、それから、見ようによるのでありますけれども、独占資本が介在をしてくるのは、この会社更生法を適用される以前からして介在をしてきておつて、この更生法が適用された後においては、それが更生債権者であり、更生担保権者である場合が多い

のではなからうか。それがよいか悪いかは別でございますが、更生会社の更生手続の以前にすでにそういう関係があるのではなからうか。そういう関係があるもので、債権者としても、担保権者としても、強い発言権を持つようになつてくるということになるのであります。独占資本が介在をし、これにくちばしをいれるとその影響力が大いという意味の心配は、この会社更生法自体の改正からは出てこない、それ自体からは出てこないのではなからうか。新たな独占資本が食指を動かす余地が出てこないのではなからうかというふうには私は見ておるのであります。

○松本(善)委員 結局、更生という機会に会社を乗っ取つていくという結果になるというところを言つておるわけでは、時間も節約する趣旨で、それはもし法務大臣がそれについて意見を言いたければ、あとではかの機会に答えていただきたいと思ひます。

この退職金、社内預金等について優遇してあるというところを先ほど言ひましたけれども、実際は、その更生会社になる場合の不動産はいま話しましたように大企業や銀行の担保に入つておるわけでありまして、ほとんど什器や備品程度なのであります。そんなもので退職金だとか、それから未払い賃金だとか、あるいは社内預金といううなものとはまかなえないということが実際には非常に多いわけでは、ないかと。そういうことについて法務大臣、どう考えられますか。

○田中中国務大臣 これは具体的な更生会社について、会計の具体的な内容はいろいろ内容だ、債権関係はいろいろ債権関係になつておるといふパラメータを見ましても、具体的にどうとかこうとかいふ意見がたいへん述べにくいのではあります。抽象的に話を承りましても、それはどうかというところがたいへん言ひにくいではなからうかと考えます。あやふやな、自信のない者がいろいろ申し上げるより、いまの点は大事な点でありますから、事務当局から一言お答えさせます。

○新谷政府委員 更生会社と申しますか、更生手

続を申し立てた会社、あるいは開始決定のあった会社、これはいろいろ資産状況に差異があるかと思ひます。ただいまお話のように什器類等の動産類しかないような会社もあるいはないではないと思ひますけれども、そのような会社につきましても、これはごく一般論でございませうけれども、おそらく更生手続に乗るような会社ではないといふふうにも考えられるわけでありませう。そこまですべてを思ひます。おそろくもうこれは破産の段階に入つておると思ひます。したがひまして、そういう会社から共益債権として債権は全部弁済を受けるという事は、これは不可能でございませう。これは具体的な事案によつてそれぞれ判断しなければならぬと思ひます。極端な財政逼迫した会社につきましても更生手続は開始しない、むしろ破産のほうへ持つていくべきものであらうといふふうにも考えます。

○松本(善)委員 法務大臣に伺ひますが、事務当局ではそういう答弁ですけれども、いまの世の中で、自分のところの財産を使つてできるだけ資本の運用をしようということですから、不動産や目ぼしい財産が担保に入つてないことはほとんど考えられない。そういうことがないんだというよりなことは全くの空論なんですよ。だから実際問題としては、事実私たちはいろいろな事件を見ています。たゞ、それを大企業や銀行が乗り込んでいって、それじゃ、おれがこれを更生させていくという、こういう場合に更生できるわけですよ、大まかに言つて。これは個々のことを審議している場合でないから、個々の、別々のことを言うわけにはいかないけれども、大まかに言つてそういう状態です。だから、申しますけれども、共益債権にするというところで多少優遇するとしても、労働者の債権はそれではまかない切れないのですよ。そういう実態がある。労働者には、みんな会社更生法の適用を受けるという事になつたら、労働組合は争議に入るといふような体制で戦つて、取つておられます。取つておるところ

もありませうけれども、実態はそういう状態なんです。だから、共益債権にするというよりなことが、それだけで労働者の優遇措置には決してならない。この点について、法務大臣、どう考えられますか。

○田中事務大臣 けれども、松本さん、それは共益債権化をしないよりしたほうが利益になるでしよう。それはどの程度の利益になるかは会社社会計の力による。それは更生会社の中身によりますから。けれども、何も役に立たぬじやないかといふふうにも仰せになるほど頼りない制度じやないでしよう。これは、社内預金についても、退職金についても、中小企業のこれについても、それは十分のものでないでしよう。それは十分にどんどん返していきけるんだ、この制度を活用してたいへんな効果があるんだというなら、この会社は更生会社になる必要はないわけ、ちゃんと独立してやるわけでしょう。そういうことでありますから、やはり会社をつぶさないでやつていって、とりあえずはこういう措置で、ないよりましの措置をするんだ。ないよりましという、たいへん言いにくいわけですが、先生のいまお話しするような場合が多いのではないでしようか。そうすると、ないよりまし。しかし、これで会社が更生できるんだ、こういうことで会社を更生したいというところ、直ちに目立つたその効果はなくとも、債権者も、担保債権者も、労働者も、これで満足して、この会社の更生には協力をしたいだくといふその御協力の観念を持つていたでいて、この改正案の運営をやらしていただきたい。こういう気持ちなんですか……。

○松本(善)委員 それではちよつと申しますが、法務大臣、この改正案には二百十条の二というのがあります。せつかく共益債権にしたしかし強制執行する、こういう場合に、もし更生が支障が生ずるといふ場合には、それは中止をするんですよ。労働者が資金で、支払いの仮処分をとつて、強制執行している。これでは更生できぬというこ

とになると中止せざるという。共益債権にした、ないよりましだといふけれども、いざという場合には、たとえば労働者全部に払つちやつたらこれはだめだといふようなことが起こつた場合には、それをとめちやう、こういうことになる。そういうことになる、実際上はこの保証というのは非常に浅い。形の上ではなるほどないよりまし。形の上では何か債権にした、よさそうに見えますけれども、実際上は何の役に立つだらうかといふ程度のものにすぎない。そう思われませんか、こういう規定も一緒に入つていふことになる。

○田中事務大臣 松本さん、共益債権化したものが支払えないで、強制執行手続を踏まなければならぬといふような事態が起こるような場合であるといふと、これは更生手続開始決定が行なわれないうちのじやないでしようか。そんな頼りないものは——やはりいま申しました中小企業の問題については、これは許可制でございませうから、どれだけの部分といふことは言えないでしよう。会計に力のある限度においてといふことになるのでしようが、はつきりここで分量が分かれるのは、退職金、社内預金といふ場合には、はつきり責任の支払いの義務が生じますけれども、そういうものでさえ、せつかくそうしてつくり上げたものであれば、これはもう更生開始決定にはならないのではなからうか。これは先ほども局長が申しましたように、これは配分の値打ちもない、破産に打ち込んで処理をする以外にはない。葬式をしてしまふことになるのではないと思ひます。

○松本(善)委員 共益債権にする権利として認めるといふことには、場合によつては強制執行といふことをやはり考えたことなんですよ。それが自主的に払われるというのとは、いまの状態だつて同じです。労働組合が交渉して、自主的に払つていゑるんですから。それを権利にしたといふことは、そういう強制執行といふことまで考えたはずですよ。そういうことを考えることになつた場合に

は、更生にならぬのだといふことになつたら、ますますこれは、何のことはない、絵にかいたもちと言つても差しつかえないくらいのもじやないでしようか、私はそう思ひます。

ついでに法務大臣に伺ひますが、これはほんとうに保証しようといふことになれば、退職金とか社内預金——退職金は労働者の資金のあと払いの性質を持つており、これは全額支払うものだと思ひます。資金のあと払いという性質をいまの状況は持つています。社内預金については、それ以上保護しなければならぬものだと思ひます。これをほんとうに確保するためには、更生担保権を押える以外にはない。更生担保権を持つておる大会社や、あるいは銀行自体が持つておる担保権を押えておる財産、ここからも払うといふことをしない限りは、これは労働者の保護には決してならない。これは大企業とか銀行を押えることになる。こういうことをおやりになる気はありませんか。

○田中事務大臣 退職金にいたしましては社内預金にいたしましては、債権者で、債権である、更生会社に対する債権であるという点においては、その性質は全く同様である。しかし、こういう言ひ方は、事実の重要性をわきまをきさる言ひ方なんです。先生の仰せのとおり、退職金といふものが非常に大事なものであるし、社内預金といふものが大事なものである。社内預金は一般預金として、給料として受け取つたものから預金される。そして退職金といふものは給料のあと払いであるといふことは非常に重要ですよ。その重要性を考えればこそ、ここに御相談申し上げておるような共益債権化を、一定限度で相済まぬのでありますけれども、一定限度でありますけれども、共益債権化をして、これを保護しよう、その重要性にたえようといふ趣旨であります。でありますから、仰せのごとくに十全のものではないのでありますけれども、確かにやらぬよりは運用上いい。そして会社を更生することに御協力を願ひ、こういうふう持つていくにはなかなかよくできた考へ方ではないかといふ、てまえみてもすけれども、そ

ういふふうに考へて御審議をお願いしてゐるわけでございます。

○松本(善)委員 この改正の中心は、一方では、私に言わせれば、ほんとうにかすかな、形の上だけの労働者に対する優遇措置、しかも實際上の結果が出てくるのは、先ほど一番最初に申しました調査委員の任命とか、それから保全管理人、ここが中心課題ですよ。それは先ほど申しましたように、私は資本の集中と系列化を促進する、実際上の結果として、この改正はそういうふうな意味を持つてゐると思ふのです。

法務大臣にお聞きしますが、きよりの新聞あたりでも、資本の自由化の問題が七月一日から起こつてきて、もうその影響が出てきている。ソニーは株が買い占められるという状態ですし、それから化粧品メーカーは三社倒産している。これからそういうことがたくさん出てくると思ふのですね、倒産というように。そういう中でこの会社更生法はたいへんな威力を発揮するだろう、私はそう思ふのです。資本の自由化、それから資本の集中系列化ですね、それから中小企業の合理化、倒産、取りつぶし、その中で労働者に対するし寄せ、こういうものが進められていく中で役割りを果たしていくのではないか、そういうことになるのではないかと思います、法務大臣の御見解を承りたい。

○田中(國)大臣 私はそのお説はたいへんよくわかるのであります、そういうことがないとは言えないと思ふます。ないとは言えないと思ふんだが、それならばこの会社更生法というものを改正せずにおいて何かよい道があるのか、こういうふうな逆を考へてみると、この程度の改正でも思ひ切つてこの際急ぎ改正をし、これを特に急いで施行するように努力をする必要がある。これはやらぬよりいい、一歩前進だ、こういう考へ方を失わないのでございます。

○松本(善)委員 最後にお聞きしておきますが、そういうことだと、やはりいま申しましたように、更生担保権ですね、中小業者とそれから労働

者の権利を守つていくために、やはりそれを押えていくという方向に踏み切らなければならぬはずだと思ふのですが、その点については、再びの質問ですが、いかがでしょうか。

○田中(國)大臣 むずかしい問題だと思ふます。更生担保権者の権利を押えていくということ、これを削つていくということは、非常に容易ならざる、ちよつと法制的に考へてみまして——よくわかるのであります。仰せになることよくわかるのであります、そういうふうな法制的にそれをしていくということはなかなか容易なことではないのではなからうか、こう考へます。むずかしいことではなからうか、私はこう考へます。

○大坪(義)委員 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、来たる六日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後一時十一分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局